

## 最低制限価格の算出に用いるランダム係数の変更について

平成 31 年 4 月 1 日  
総務部総務課契約係

本市では、建設工事等の入札において設定する最低制限価格（低入札価格制度を適用する場合は、調査基準価格という。以下同じ。）を無作為に生成した係数（ランダム係数）を用いて算出しています。

この度、ランダム係数を、下記のとおり変更します。

### 記

#### I 対象工事等

登米市が発注する「建設工事」及び「建設関連業務」のうち、一般競争入札又は指名競争入札に付する案件（ランダム係数を用いて最低制限価格を算出する全案件）

#### II 変更点

	現 行	変 更 後
ランダム係数の値の範囲	「0.99001」から 1.00998	「0.99001」から「 <u>1.00000</u> 」

#### III 適用時期

平成 31 年 4 月 1 日以降に公告、指名通知する案件から適用

※なお、3 月末までに公告、指名通知している案件に係るランダム係数は、4 月以降に開札を行う場合も、現行の方法で決定します。

問い合わせ先：総務部総務課契約係 TEL 0220-22-2091 FAX 0220-22-3328

## ランダム係数の算出方法の見直しについて

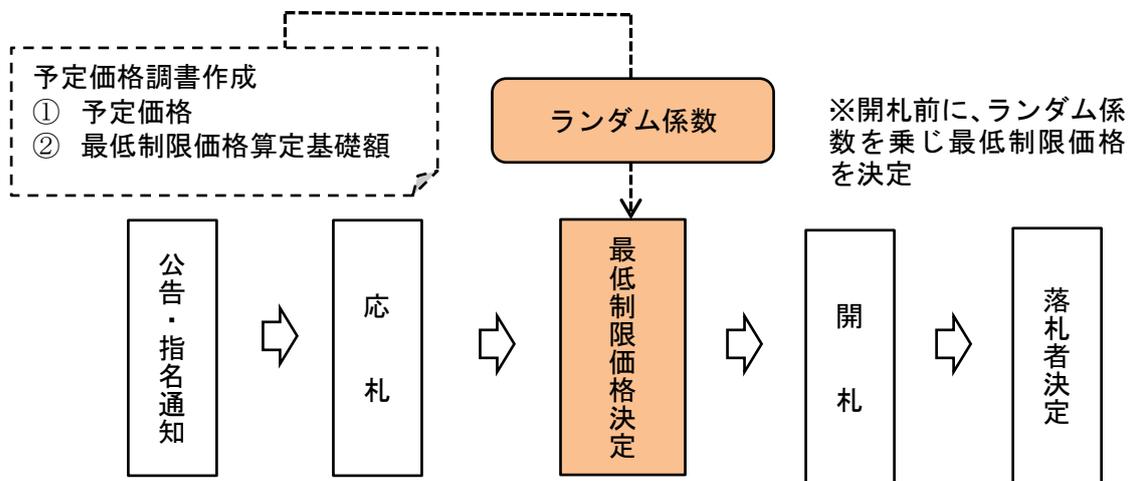
### 1 概要

本市では、建設工事及び建設関連業務における最低制限価格及び調査基準価格の設定について、無作為に生成した係数（ランダム係数）を用いて算出しているが、電子入札システムでの全面実施に向けた算出方法の見直しとランダム係数の変動幅を設定するもの。

### 2 しくみ

最低制限価格算定基礎額（予定価格算出の基礎となる各経費の額の合計額）に「ランダム係数」を乗じ、最低制限価格を設定する。

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限価格算定基礎額} \times \text{ランダム係数}$$



### 3 現行のランダム係数

#### ①ランダム係数

電子入札システムにおいて、応札後にシステムから自動発行される「入札書受付票」の発行時間を用いる。

#### ②ランダム係数の値

「0.99001～1.00998」の範囲（最低制限価格算定基礎額の±1%未満）1,997通り

#### ③ランダム係数の算出

すべての応札者の入札書受付の発行時間の合計値の下3桁をランダム係数の小数点第3以下の数値とする。

- ・ 3桁の数値が偶数の場合は、1.00000～1.00998
- ・ 3桁の数値が奇数の場合は、0.99001～0.99999

業者名	通知書発行日時	数値化
A社	平成31年1月10日（木）13時14分	1314
B社	平成31年1月11日（金）08時39分	839
C社	平成31年1月11日（金）13時48分	1348
合計		3501
適用（下3桁）		501

※ランダム係数⇒0.99501

#### 4 変更後のランダム係数

##### ①ランダム係数

電子入札システムにおいて、入札参加者が入力する任意の3桁のくじ番号とシステムが任意で付番する3桁のくじ番号の合計である「くじ番号」の合計値を、ランダム係数の通り数で除して、算出された余りの数値に対応するランダム係数を用いる。

##### ②ランダム係数の値

要綱上、「0.99001～1.00998」の範囲（最低制限価格算定基礎額の±1%未満）

**変動幅の設定 ⇒ 「0.99001～1.00000」の範囲で設定。**

建設工事 : 0.00025 (37通り)・・・係数によってすべて金額が変動

建設関連業務 : 0.00050 (19通り)・・・4種類の係数ごとに金額が変動

※最低制限価格算定基礎額 **500万円**をベースとし、仮のランダム係数を乗じた場合の金額の変動状況を試算した。

##### ③ランダム係数の算出例（工事）

業者名	業者入力くじ番号	システムくじ番号	合計（くじ番号）
A社	331	503	834
B社	339	336	675
C社	337	770	107
合 計			1616
1616 ÷ 73 = 22、余り 10			<b>余り 10</b>

※ランダム係数表により、ランダム係数は0.99350となる。

#### 5 適用

平成31年4月から公告及び指名通知を行う案件から適用

※市のホームページ及び公告・指名通知の際に周知文を添付

#### 6 その他

水道事業所において、平成31年度から電子入札を開始するため、同様の取扱いとなるよう電子入札システムの改修を行っていく。

**低入札価格調査制度の適用案件は、電子入札システム上、ランダム係数を設定できるしくみになっていないため、当面、現行の方法によりランダム係数を決定する。（失格基準があることから、調査基準価格を変動させるしくみがない。）**  
設定範囲は、「0.99001」～「1.00000」とし、現行の奇数・偶数による決定は行わない。